

県北広域振興局長告示第47号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、馬淵川沿岸土地改良区（二戸郡一戸町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年10月18日

県北広域振興局長 高 橋 信

理事

早 坂 敏 弘 二戸郡一戸町中山字大塚50番地 1